

環境情報検証報告書

野村不動産プライベート投資法人 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、野村不動産プライベート投資法人が算定した 2025 年度の Scope1、Scope2 及び Scope3 の温室効果ガス(GHG)排出量、原油換算エネルギー使用量、水使用量及び廃棄物重量に係る情報(以下、「同法人環境情報」という。)が、野村不動産投資顧問株式会社により作成された「サステナビリティ推進マニュアル(2022 年 12 月 1 日制定)」(以下、「同法人算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算定されていることについて第三者検証を行った。2025 年度とは 2025 年 3 月 1 日から 2026 年 2 月 28 日までの期間をいう。

検証の目的は、「同法人環境情報」を客観的に評価し、同法人の Scope1、2、3 の GHG 排出量、原油換算エネルギー使用量、水使用量及び廃棄物重量の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、Scope1、2、3 の GHG 排出量及び原油換算エネルギー使用量については「ISO14064-3」、水使用量及び廃棄物重量については「ISAE3000」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は、Scope1、2、3 の GHG 排出量(Scope3 はカテゴリ 13 のみ)、原油換算エネルギー使用量、水使用量及び廃棄物重量とした。Scope1、2、3 における対象ガスはエネルギー起源 CO₂とした。原油換算エネルギー使用量については、Scope1、2、3 算定対象のエネルギー種における原油換算値とした。保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は検証対象の各総量の 5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲は、2025 年度に同法人が通年保有していた物件の国内 116 拠点とした。

現地検証に先立って、「同法人算定ルール」の確認のために本社における検証を実施した。現地検証では、サンプリングにより保有物件 2 拠点を対象とし、各物件における算定対象範囲、エネルギー起源 CO₂ 及び水使用量に係るモニタリングポイント、廃棄物排出状況、算定集計体制の確認を実施した。また、算出データについては担当者へのヒアリング、記録の確認、根拠資料との突き合わせを行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした 2025 年度の「同法人環境情報」の Scope1、2、3 の GHG 排出量、原油換算エネルギー使用量、水使用量及び廃棄物重量において、「同法人算定ルール」に準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

「同法人環境情報」の算定責任は野村不動産プライベート投資法人にあり、Scope1、2、3 の GHG 排出量、原油換算エネルギー使用量、水使用量及び廃棄物重量の検証の結論に関する責任は当機構にある。野村不動産プライベート投資法人と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地

一般財団法人日本品質保証機構

常務理事 浅田 純 男

